

## 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正（案）に対する意見等

社団法人 第二地方銀行協会  
平成 18 年 3 月 22 日

### 1. 金融機関の取締役の資質規定（Fit and Proper 原則）について

- 取締役の適格性の要素として、「業務を適切に遂行することができる知識・経験」、「社会通念に照らし、十分な社会的信用」といった表現が引き続き用いられているが、適用に当たっては、拡大解釈による経営関与が行われることのないよう、透明性のある運用をお願いしたい。
- 取締役による特定事項への該当事実が選任後に生じたこと（例えば、取締役による不祥事件の発生等）をもって、当該取締役の「選任議案の決定プロセス」等に重大な問題があると画一的に判断がなされることはないことを確認したい。
- 「取締役就退任届出書」の添付書類とされている「その他参考となるべき事項を記載した書類」については、あくまで任意提出であることを確認したい。  
また、「確認書」を添付する場合には、監督指針で示された要素を勘案して取締役として適格であることを確認した趣旨のことを記載した書面を添付することでよいか確認したい。

### 2. バーゼルⅡ 第2の柱の実施について

#### (1) 全体的な意見

##### ① 監督指針の運用について

- 「統合的なリスク管理」については、「金融機関の自発的取組みを最大限尊重」とされ、中小・地域金融機関への対応の配慮が示されており、早期警戒制度についても「早期警戒ラインの基準に該当する場合でも経営が不健全であると自動的にみなされるものではなく、当局としても、必ずしも直ちに経営改善を求めるものではない。」といった考え方が示されている。実際の運用においても、以上のような点に十分配慮した監督・検査が行われるようお願いしたい。

- 早期警戒制度における大口与信リスク、アウトライヤー基準について、監督上の目線を具体的に示していただき、透明性・予測可能性のある運用をお願いしたい。
  - 第2の柱の実施に伴う早期警戒制度の活用については、当局による統合的なリスク管理態勢の評価・検証の補完的な対応と位置付けられているが、現行の早期警戒制度の枠組みは、銀行法第26条に基づく業務改善命令の発出も行うことを想定した制度であり、自己管理型のリスク管理を基本とする第2の柱の趣旨との整合性をどのように考えているかについて示していただきたい。
- ② 適用開始時期について
- 今回の監督指針の改正は、平成18年4月からの適用となっているが、(a)バーゼルⅡは、3つの柱が一体となってリスク管理の高度化を促していくという枠組みであること、(b)バーゼルⅡ第2の柱への適切な対応を促すうえでは、監督指針の改正の趣旨、実際の運用の考え方・運用方法等について十分周知し、当局と金融機関の目線を合わせてから適用を開始すべきと考える。

については、第2の柱の実施に伴う監督指針の改正については、平成19年4月からの適用としていただき、また、アウトライヤー基準については、平成19年3月末の計数から適用すると、金融機関としては、実質的には平成18年度中から基準に則した対応が必要となることから、平成20年3月期（例えば、平成19年9月末の計数）から適用する等の対応をお願いしたい。

## (2) 個別項目に対する意見

### ① Ⅱ-2-2-1 「統合的なリスク管理」について

- 「規模やリスク特性等にかんがみて直ちに高いレベルの統合的なリスク管理を求めることが適当でない」かどうかの判断基準（監督上の目線）を示していただきたい。

また、この「高いレベル」および「適切なレベルの統合リスク管理態勢」とは、それぞれどのようなレベルを想定しているのかについて示していた

だきたい。

② II-2-4-3(2)「大口与信リスク顕在化の影響額」について

- 自己資本比率への影響度は、どのような観点・基準で改善の必要性が判断されるのかについて、具体的に示していただきたい。
- 「与信残高が上位一定数以上の先」の「一定数」および「一定割合が損失となったと仮定した場合」の「一定割合」について、具体的に示していただきたい。

③ II-2-5-3(2)②「アウトライヤー基準」について

- 現在の金利水準や地域金融機関の国債保有状況等を勘案すると、「上下200ベーシス・ポイントの平行移動による金利ショック」を用いることは、金融市場へ極めて大きな影響が生じることが懸念されるため、我が国の実情を踏まえた現実的なアウトライヤー基準を設けるべきと考える。
- アウトライヤー基準の数値のみが注目され、単にその高低だけをもって評価される懸念があるため、「アウトライヤー基準に該当する場合であっても、当該銀行の経営が不健全であると自動的にみなされるものではない」ことを、広く一般にも周知していただきたい。

なお、第3の柱に基づく開示項目が今後具体的に定められることになっているが、金利リスクに関する開示項目については、十分慎重に検討していただきたい。

- 銀行勘定の金利リスク量に関し、平均的な地域金融機関の資産・負債構成等現状に即した設例により、具体的な計算方法を示していただきたい。

また、上記の設例において、以下の点について、具体的な事例・計算方法等を併せて示していただきたい。

ア. 「保有期間1年、最低5年の観測期間で計測される金利変動の1パーセントイル値と99パーセントイル値による金利ショック」の算定方法。

イ. コア預金の定義における、(a)最大年間流出量の算出方法および(b)過去5年で預金の大宗において金利上昇があったかどうかの判断基準(この取扱い内容によっては、5年を超える過去のデータを参照し、最大流出量を算出する必要があるが、信頼できるデータが取得できないことも想定される)。

なお、金利ショックは金利の上昇、低下の両方の影響を見ることとなっているが、最大年間流出量の算出に限り、金利上昇時としているのは何故か。金利変動に関係なく過去5年の最大年間流出量でもよいのではないかと考えるがどうか。

ウ．コア預金の満期を5年以内に独自に定める場合の考え方。

- 2種類の標準的金利ショックの選択については、(a)任意に変更できるのかどうか、(b)変更できるのはどのような場合なのかを示していただきたい。
- II-2-5-2 (7)において、「コア預金の内部定義を適切に行い、バックテスト等による検証を行っているか。」とあるが、当該着眼点は、コア預金の定義に内部モデルを用いた場合のものであり、「II-2-5-3 (2)② (注1) 二. a.」に記載されている定義を用いた場合は、適用されないという理解でよいか。
- 金利リスク量の算出を、内部管理で使用しているモデルに基づく高度なリスク計算方法を用いて行う場合、および、コア預金の定義を、銀行の内部管理上のモデルを用いて行う場合それぞれについて、合理性を判断する監督上の目線（最低要件等）を示していただきたい。

### 3. 銀行代理業者の監督について

#### (1) 許可の要否の判断基準

- 住宅販売業者等による住宅ローンの紹介行為について、当局における現状認識を確認したい。
- 「許可の要否については、契約の成立に向けた一連の行為における当該行為の位置付けを踏まえた上で総合的に判断する」こととなっているが、契約申込書の記載内容を確認する行為は、契約締結に尽力する行為としてはその位置付けが極めて低いものと考えられることから、当該行為は「媒介」には該当しないのではないか。
- 住宅販売業者等に対し、「媒介」に該当しない行為を委託していたにもかかわらず、当該業者が無断で「媒介」に該当する行為を行った場合、委託側である銀行の責任を問われることはないか。

- 許可申請書に定款を添付し、かつ、定款の目的に銀行代理業に係る業務が定められているか、または当該業務の目的への追加を決議した株主総会の議事録が求められる。一方で、現に、住宅販売業者等が「媒介」に該当する行為を行っている場合、経過措置によると、施行日から起算して3か月以内に許可申請を行うこととなるが、定款変更を要する場合、現実的には3か月での対応は困難であり、6か月～1年程度を要すると考えられる。
- 例えば、現状、住宅販売業者等が顧客のためのサービスの一環として行っている以下のような行為は、「媒介」に該当するのか。
  - ① 契約申込書の記載漏れや必要書類の漏れがないかどうかのチェック
  - ② 住宅ローンの金利や貸出限度額など、商品案内チラシやパンフレットに記載されている事項を説明する行為
  - ③ 複数の金融機関の商品内容の相違点を説明する行為
  - ④ 顧客から商品内容について質問されたときに回答する行為
  - ⑤ 住宅販売業者等に対して住宅ローンに関する商品説明会を行い、当該業者から顧客の紹介を受ける行為
  - ⑥ 住宅販売業者が、顧客の確定申告書の写し等、住宅ローンの申込みに必要な書類を取次ぐ行為
  - ⑦ 顧客の依頼に基づいて、商品説明や契約申込書の記載方法の説明を行う行為

## (2) 業務遂行能力に関する審査

- 資金の貸付け業務に従事した者と同等以上の能力を有すると認められる者として、公認会計士、税理士、財務コンサルタント、投資銀行業務担当者等として企業財務に従事した経験を有する者が例示されているが、これらの者についても、資金の貸付け業務に従事した者と同様の実務経験年数が求められるのか。

## (3) 利用者保護のための情報提供・相談機能等

- 銀行代理業務で得た顧客情報を顧客の同意なく兼業業務に流用しないための方法や体制に関し、預金・為替を取扱う場合、オンラインで得た顧客情

報を兼業業務に利用しないことを確保するためには、現実的には人を分離せざるを得ないと思われるが、例えば、どのような措置を想定しているのか。

以 上